

2019年4月1日

民法改正に関するご案内

2020年4月1日に施行される民法改正により、約款を用いた取引に関するルールが新設されます。また、法定利率も変更となり、保険金の計算に用いるライブニッツ係数の取扱いを変更する予定のため、これらの内容について以下のとおりご案内します。

1. 約款を用いた取引に関するルールについて

改正後の民法においては、以下のいずれかに該当する場合には、約款を用いた取引を行う事業者(企業)側が、既存の契約も含めてその約款の内容を変更できると規定されています。

- ① 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
- ② 変更が約款の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

原則として約款に基づき契約されている損害保険契約についても、改正後の民法で規定する上記いずれかの条件に該当する場合には、約款の内容を変更することがあります。

2. ライブニッツ係数の取扱い変更について

(1) ライブニッツ係数の変更

民法改正により、法定利率が「年5%」から「年3%」に変更され、その後も3年ごとに見直されます。

自動車保険の人身傷害補償保険等においては、将来にわたって発生する損害である「逸失利益」および「将来の介護料」に対する損害額の算定に「ライブニッツ係数」を用いています。この係数は、現行では「年5%」の法定利率をもとに算出されているため、「年3%」の法定利率をもとに算出された係数に変更する予定^(※)です。

※関係当局の認可を前提としています。現時点で係数は未確定のため、具体的な係数は、確定次第掲載します。

(2) ライブニッツ係数の取扱い

「年3%」の法定利率は民法改正の施行日である2020年4月1日以降適用されるため、これに伴い変更されるライブニッツ係数は、保険始期を問わず2020年4月1日以降に発生した事故に適用することを予定しています(保険始期ベースでの適用から事故日ベースでの適用に変更します)。

なお、2020年4月1日の法定利率変更においては、変更前と比較し、人身傷害補償保険等の損害額算定における「逸失利益」および「将来の介護料」の額は増加します。

以上

<参考>

詳細は、法務省ホームページ内「[民法の一部を改正する法律\(債権法改正\)について](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)」を参照ください(URL: http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)。